

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年5月30日
【発行者名】	ありがとう投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 岡 大
【本店の所在の場所】	東京都台東区上野三丁目19番4号
【事務連絡者氏名】	米山 亮
【電話番号】	03-5807-9710
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	ありがとうファンド
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額5000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1.【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、平成25年11月29日付をもって提出した有価証券届出書（以下、原届出書といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、記載事項の一部を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2.【訂正の内容】

### 第二部 【ファンド情報】

#### 第1 【ファンドの状況】

##### 1 【ファンドの性格】

##### (3) 【ファンドの仕組み】

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

#### <訂正前>

##### 委託会社の概況

委託会社名：ありがとう投信株式会社

住 所：東京都台東区上野三丁目19番4号

##### a. 資本の額（平成25年10月末日現在）

資本金 265百万円

発行する株式の総数 40,000株

発行済株式の総数 26,500株

##### b. 会社の沿革

平成16年3月9日：「ありがとう投信株式会社」設立（資本金 10,000万円）

平成16年3月31日：増資5,000万円（資本金 15,000万円）

平成16年7月20日：「投資信託委託業」（第32号）認可

平成19年4月2日：増資3,000万円（資本金 18,000万円）

平成19年9月30日：金融商品取引業の登録（関東財務局長（金商）第304号）

平成20年9月30日：増資2,000万円（資本金 20,000万円）

平成21年3月30日：増資2,500万円（資本金 22,500万円）

平成22年3月9日：増資4,000万円（資本金 26,500万円）

##### c. 大株主の状況（平成25年10月末日現在）

発行済株式の総数（a） 及び資本金	26,500株 265,000千円
----------------------	----------------------

氏名、商号または名称	住 所	保有株式数 (b)	比 率 (b/a)
石 塚 久 美 雄	北海道 札幌市	17,800株	67.17%
村 山 甲 三 郎	東京都 世田谷区	5,300株	20.00%

## &lt;訂正後&gt;

## 委託会社の概況

委託会社名：ありがとう投信株式会社

住 所：東京都台東区上野三丁目19番4号

## a. 資本の額（平成26年4月末日現在）

資本金 265百万円

発行する株式の総数 40,000株

発行済株式の総数 26,500株

## b. 会社の沿革

平成16年3月9日：「ありがとう投信株式会社」設立（資本金 10,000万円）

平成16年3月31日：増資5,000万円（資本金 15,000万円）

平成16年7月20日：「投資信託委託業」（第32号）認可

平成19年4月2日：増資3,000万円（資本金 18,000万円）

平成19年9月30日：金融商品取引業の登録（関東財務局長（金商）第304号）

平成20年9月30日：増資2,000万円（資本金 20,000万円）

平成21年3月30日：増資2,500万円（資本金 22,500万円）

平成22年3月9日：増資4,000万円（資本金 26,500万円）

## c. 大株主の状況（平成26年4月末日現在）

発行済株式の総数(a) 及び資本金	26,500株 265,000千円		
氏名、商号または名称	住 所	保有株式数 (b)	比 率 (b/a)
石 塚 久 美 雄	北海道 札幌市	17,800株	67.17%
村 山 甲 三 郎	東京都 世田谷区	5,300株	20.00%

## 2 【投資方針】

## (1) 【投資方針】

< 訂正前 >

（前略）

(参考)指定投資信託証券の概要

下記の概要は、平成25年10月末日現在で委託会社が知りうる情報を基に作成しております。今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

各投資信託証券の詳細につきましては、後述の「(参考)指定投資信託証券について」をご参照ください。

（中略）

[4] TMA長期投資ファンド（適格機関投資家限定）

投資信託協会分類	追加型投信 / 内外 / 資産複合
委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
ベンチマーク	なし

（中略）

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成25年10月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は平成25年10月末日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用私募）・（適格機関投資家限定）・（適格機関投資家専用）・（適格機関投資家用）・（ルクセンブルグ籍円建外国投資法人）」の部分を省略して記載する場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

種類・項目	さわかみファンド
運用の基本方針	

基本方針	投資家の方々の資産形成をお手伝いするために、円ベースでの信託財産の長期的な成長を図ることを目的としています。
投資対象 および投資制限	国内外の株式等を主要投資対象としますが、投資対象には特に制限を設けず、積極的かつ長期スタンスの運用により信託財産の成長を目指します。
投資態度	運用にあたっては、経済の大きなうねりをとらえて先取り投資することを基本とし、その時点で最も割安と考えられる投資対象に資産を集中配分します。その投資対象資産の中で、将来価値から考えて市場価値が割安と考えられる銘柄に選別投資し、割安が解消するまで持続保有する「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本とします。 上記『割安であること』の判断の精度を維持・向上するために、経済全般および個別銘柄について徹底したリサーチ活動を継続します。 当ファンドは運用の成果について目標とするベンチマークは設定しませんし、短期的な成績向上を狙うような無理な投資はしませんが、必要と考えるリスクは敢然と取ります。また、長期的な運用成果を向上させるために、株主総会での議決権行使なども積極的に行っていきます。
収益分配方針	収益の分配は、年に1回とします。 分配金額は、基準価額水準、市況動向、等を勘案して決定します。（分配を行わないこともあります。） 分配金は、税金が差引かれた後で自動的に再投資されます。
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率1.00%（税抜）
販売手数料	なし
信託財産留保金	1.5%（ただし、一部解約の額が信託財産留保金の控除前で50万円以下の場合に限り、信託財産留保金は控除されません。）
その他の費用	ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、および売買委託手数料に対する消費税相当額等の費用は、信託財産が負担します。 その他、信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託者の立替えた立替金の利息等は、信託財産から収受する信託報酬より委託会社が支弁します。
その他	
委託会社	さわかみ投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第328号
受託会社	野村信託銀行株式会社 登録金融機関：関東財務局長（登金）第29号
信託期間	無期限
決算日	毎年8月23日の年1回。休業日にあたる場合には、その翌営業日。

(中略)

種類・項目	TMA長期投資ファンド 適格機関投資家限定
運用の基本方針	

基本方針	当ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を目指して、運用を行います。
主な投資対象	主として「東京海上長期投資マザーファンド」受益証券に投資を行います。 (参考)マザーファンドの主な投資対象：国内外の株式および国内外の債券
運用方針	<p>&lt;運用の基本方針&gt; この投資信託は、主として「東京海上長期投資マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。</p> <p>&lt;主要投資対象&gt; 主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか株式等に直接投資することがあります。</p> <p>&lt;投資態度&gt; 国内外の株式および国内外の債券を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。 実質組入外貨建資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。</p>
主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益分配方針	無分配
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.475%(税抜)
販売手数料	なし
信託財産留保金	解約時の基準価額の0.3%
その他費用	監査報酬(純資産総額に対し、税抜年0.010%(上限30万円)、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。
その他	
委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(日本トラスティ・サービス信託銀行に再信託) 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号
信託期間	無期限
決算日	毎年5月15日(休業日の場合は翌営業日)

(中略)

(参考)指定投資信託証券の委託会社について

以下はファンドが投資を行なう指定投資信託証券の委託会社の沿革について、平成25年10月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

(中略)

〔東京海上アセットマネジメント投信株式会社〕

昭和60年(1985年)12月 東京海上エム・シー投資顧問株式会社を設立  
 昭和62年(1987年)02月 投資助言業者として登録  
 昭和62年(1987年)06月 投資一任業務認可取得  
 平成10年(1998年)05月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更、  
 投信業務免許取得  
 平成19年(2007年)09月 金融商品取引業の登録

（後略）

<訂正後>

（前略）

（参考）指定投資信託証券の概要

下記の概要は、平成26年4月末日現在で委託会社が知りうる情報を基に作成しております。今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

各投資信託証券の詳細につきましては、後述の「（参考）指定投資信託証券について」をご参照ください。

（中略）

[4] TMA長期投資ファンド（適格機関投資家限定）

投資信託協会分類	追加型投信 / 内外 / 資産複合
委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
ベンチマーク	なし

（中略）

（参考）指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成26年4月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は平成26年4月末日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用私募）・（適格機関投資家限定）・（適格機関投資家専用）・（適格機関投資家用）・（ルクセンブルグ籍円建外国投資法人）」の部分を省略して記載する場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

種類・項目	さわかみファンド
運用の基本方針	

基本方針	投資家の方々の資産形成をお手伝いするために、円ベースでの信託財産の長期的な成長を図ることを目的としています。
投資対象 および投資制限	国内外の株式等を主要投資対象としますが、投資対象には特に制限を設けず、積極的かつ長期スタンスの運用により信託財産の成長を目指します。
投資態度	運用にあたっては、経済の大きなうねりをとらえて先取り投資することを基本とし、その時点で最も割安と考えられる投資対象に資産を集中配分します。その投資対象資産の中で、将来価値から考えて市場価値が割安と考えられる銘柄に選別投資し、割安が解消するまで持続保有する「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本とします。 上記『割安であること』の判断の精度を維持・向上するために、経済全般および個別銘柄について徹底したリサーチ活動を継続します。 当ファンドは運用の成果について目標とするベンチマークは設定しませんし、短期的な成績向上を狙うような無理な投資はしませんが、必要と考えるリスクは敢然と取ります。また、長期的な運用成果を向上させるために、株主総会での議決権行使なども積極的に行っていきます。
収益分配方針	収益の分配は、年に1回とします。 分配金額は、基準価額水準、市況動向、等を勘案して決定します。（分配を行わないこともあります。） 分配金は、税金が差引かれた後で自動的に再投資されます。
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率1.00%（税抜）
販売手数料	なし
信託財産留保金	なし
その他の費用	ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、および売買委託手数料に対する消費税相当額等の費用は、信託財産が負担します。 その他、信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託者の立替えた立替金の利息等は、信託財産から収受する信託報酬より委託会社が支弁します。
その他	
委託会社	さわかみ投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第328号
受託会社	野村信託銀行株式会社 登録金融機関：関東財務局長（登金）第29号
信託期間	無期限
決算日	毎年8月23日の年1回。休業日にあたる場合には、その翌営業日。

(中略)

種類・項目	TMA長期投資ファンド 適格機関投資家限定
運用の基本方針	

基本方針	当ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を目指して、運用を行います。
主な投資対象	主として「東京海上長期投資マザーファンド」受益証券に投資を行います。 (参考)マザーファンドの主な投資対象：国内外の株式および国内外の債券
運用方針	<p>&lt;運用の基本方針&gt; この投資信託は、主として「東京海上長期投資マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。</p> <p>&lt;主要投資対象&gt; 主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか株式等に直接投資することがあります。</p> <p>&lt;投資態度&gt; 国内外の株式および国内外の債券を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用はマザーファンドで行うこととなります。 実質組入外貨建資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。</p>
主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益分配方針	無分配
ファンドにかかる費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.475%（税抜）
販売手数料	なし
信託財産留保金	解約時の基準価額の0.3%
その他費用	監査報酬（純資産総額に対し、税抜年0.010%（上限30万円）、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。
その他	
委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号
受託会社	三井住友信託銀行株式会社（日本トラスティー・サービス信託銀行に再信託） 登録金融機関 関東財務局長（登金）第649号
信託期間	無期限
決算日	毎年5月15日（休業日の場合は翌営業日）

（中略）

（参考）指定投資信託証券の委託会社について

以下はファンドが投資を行なう指定投資信託証券の委託会社の沿革について、平成26年4月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

（中略）

〔東京海上アセットマネジメント株式会社〕

昭和60年（1985年）12月 東京海上エム・シー投資顧問株式会社を設立

昭和62年（1987年）02月 投資助言業者として登録

昭和62年（1987年）06月	投資一任業務認可取得
平成10年（1998年）05月	東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更、 投信業務免許取得
平成19年（2007年）09月	金融商品取引業の登録
平成26年（2014年）04月	東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

（後略）

## （2）【投資対象】

<訂正前>

（前略）

\* 上記は平成25年10月末日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰り上げ償還により除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合等があります。

（後略）

<訂正後>

（前略）

\* 上記は平成26年4月末日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰り上げ償還により除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合等があります。

（後略）

## （3）【運用体制】

<訂正前>

（前略）

\* 運用体制は平成25年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

\* 当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

<訂正後>

（前略）

\* 運用体制は平成26年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

\* 当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

## 3 【投資リスク】

<訂正前>

（前略）

\* リスク管理体制は、平成25年10月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

<訂正後>

（前略）

\* リスク管理体制は、平成26年4月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### （3）【信託報酬等】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新内容>

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.972%（税抜0.9%）を乗じて得た額とします。

設定元本部分が増加した際の信託報酬の総額、信託報酬にかかる委託会社、受託会社及び販売会社との間の配分は次の通りとなります。

時期	項目	費用				
		純資産総額が	信託報酬の総額	委託会社	受託会社	販売会社
毎日	信託報酬の総額及び配分（純資産総額に対し）	250億円まで	年率0.972% （税抜0.9%）	年率0.4752% （税抜0.44%）	年率0.108% （税抜0.10%）	年率0.3888% （税抜0.36%）
		250億円超 500億円まで	年率0.918% （税抜0.85%）	年率0.4644% （税抜0.43%）	年率0.0972% （税抜0.09%）	年率0.3564% （税抜0.33%）
		500億円超 750億円まで	年率0.864% （税抜0.80%）	年率0.4536% （税抜0.42%）	年率0.0864% （税抜0.08%）	年率0.324% （税抜0.30%）
		750億円超 1000億円まで	年率0.81% （税抜0.75%）	年率0.4428% （税抜0.41%）	年率0.0756% （税抜0.07%）	年率0.2916% （税抜0.27%）
		1000億円超	年率0.756% （税抜0.70%）	年率0.432% （税抜0.40%）	年率0.0648% （税抜0.06%）	年率0.2592% （税抜0.24%）

- ・ 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月の終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）及び毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。
- ・ 信託報酬に対する消費税相当額等の費用を信託財産は負担します。

税額は平成26年4月末日現在のものであり、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。

この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

実質的な信託報酬は信託財産の純資産総額に対して概算で年1.7%±0.25%です。当ファンドは他のファンドを投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めてお客様が実質的に負担する信託報酬を算出しております。

（参考）ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（平成26年4月末日現在）

指定投資信託証券の名称	信託報酬（年率）
さわかみファンド	1.08%（税抜1.00%）
トヨタグループ株式ファンドF（適格機関投資家専用私募）	0.3888%（税抜0.36%）
社会貢献ファンド（適格機関投資家専用）	0.864%（税抜0.80%）
TMA長期投資ファンド 適格機関投資家限定	0.513%（税抜0.475%）
ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA （適格機関投資家限定）	1.08%（税抜1.00%）

ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA (適格機関投資家限定)	1.08%(税抜1.00%)
ALAMCO ハリス グローバル バリュース株ファンド2007 (適格機関投資家専用)	1.404%(税抜1.30%)
コモンズ30ファンド(適格機関投資家用)	0.648%(税抜0.60%)
キャピタル・インターナショナル・USグロースアンドインカム・ファンドクラスX(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)	1.00%

## (5)【課税上の取扱い】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正・更新します。

### <訂正・更新内容>

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。課税上の取扱いの詳細については税務署等にご確認下さい。

#### 個人、法人別の課税の取扱いについて

##### <個人の受益者に対する課税>

##### 収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20.315%(所得税(復興特別所得税含む)15.315%および地方税5%)の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。

##### 解約時および償還時の課税

譲渡益(解約価額および償還価額から取得費(申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。)を控除した利益をいいます。)については、譲渡所得として20.315%(所得税(復興特別所得税含む)15.315%および地方税5%)の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

解約時および償還時の損失については、収益分配金・上場株式等の譲渡益等との損益通算の仕組みがあります。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

##### <法人の受益者に対する課税>

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税(復興特別所得税含む))の税率で源泉徴収されます。
- ・地方税の源泉徴収はありません。益金不算入制度は適用されません。

##### 個別元本について

追加型株式投資信託について、受託会社毎の信託時の受益権の価額等(販売手数料及び当該販売手数料にかかる消費税等相当額は含みません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご参照下さい。）

#### ＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### （ご参考） お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料		
換金時 (解約請求)	信託財産留保金		

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税、復興特別所得税および地方税		普通分配金 × 20.315%
換金時 (解約請求)	所得税、復興特別所得税および地方税		換金時の差益に対して 20.315%
償還時	所得税、復興特別所得税および地方税		償還時の差益に対して 20.315%

個人投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の受益者に対する課税」をご覧ください。

平成49年12月31日までは、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

## 5 【運用状況】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正・更新します。

### ＜訂正・更新内容＞

以下は平成26年4月末日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（小数点第3位を四捨五入）

#### (1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	8,264,857,250	81.86

投資証券	ルクセンブルグ	1,195,304,846	11.84
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		636,704,949	6.31
合計（純資産総額）		10,096,867,045	100

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ．主要銘柄の明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価	簿価金額	評価単価	評価金額	投資比率
1	日本	投資信託 受益証券	TMA長期投資 ファンド	(口) 1,274,851,067	(円) 11,478.00	(円) 1,463,274,055	(円) 13,257	(円) 1,690,070,059	(%) 16.74
2	日本	投資信託 受益証券	社会貢献 ファンド	1,181,542,949	12,058.00	1,424,704,487	13,465	1,590,947,580	15.76
3	日本	投資信託 受益証券	さわかみ ファンド	758,000,587	14,954.00	1,133,514,078	16,723	1,267,604,381	12.55
4	ルクセン ブルグ	投資 証券	キャピタル・インターナ ショナル・USグロースア ンドインカム・ファンド クラスX	474,515.62	2,112.00	1,002,176,989	2,159	1,195,304,846	11.84
5	日本	投資信託 受益証券	ALAMCO ハリス グローバ ルバリュース株ファンド	731,290,195	11,229.69	821,216,891	11,541	843,982,014	8.36
6	日本	投資信託 受益証券	トヨタグループ株式 ファンドF	493,960,447	16,748.00	827,284,956	16,775	828,618,649	8.21
7	日本	投資信託 受益証券	ニッポンコムジェスト・ エマージングマーケッ ツ・ファンドSA	623,389,123	10,883.00	678,434,382	12,526	780,857,215	7.73
8	日本	投資信託 受益証券	ニッポンコムジェスト・ ヨーロッパ・ ファンドSA	460,662,483	13,353.00	615,122,613	15,301	704,859,665	6.98
9	日本	投資信託 受益証券	コモンズ30 ファンド	398,398,806	13,361.00	532,300,646	14,004	557,917,687	5.53

## 参考資料

## 組入ファンドの株式組入上位10銘柄（平成26年4月末日現在）

## 「さわかみファンド」

	銘柄名	業種	組入比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	5.11%
2	ブリヂストン	ゴム製品	4.76%
3	国際石油開発帝石	鉱業	3.28%
4	花王	化学	3.27%
5	デンソー	輸送用機器	2.65%
6	TOTO	ガラス・土石製品	2.45%
7	三菱重工業	機械	2.45%
8	ダイキン工業	機械	2.43%
9	日本特殊陶業	ガラス・土石製品	2.36%
10	日本電産	電気機器	2.30%

上記組入比率は、純資産総額に対する比率です。

## 「トヨタグループ株式ファンドF（適格機関投資家専用私募）」

## トヨタグループ株式マザーファンドの株式組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	保有比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	50.01%
2	デンソー	輸送用機器	18.89%
3	豊田自動織機	輸送用機器	7.05%
4	アイシン精機	輸送用機器	4.89%
5	豊田通商	卸売業	4.37%
6	日野自動車	輸送用機器	3.55%
7	ダイハツ工業	輸送用機器	3.32%
8	ジェイテクト	機械	2.34%
9	小糸製作所	電気機器	1.65%
10	豊田合成	輸送用機器	1.13%

上記保有比率は、現物株式組入れ = 100%とした各銘柄の比率です。

## 「社会貢献ファンド（適格機関投資家専用）」

## ALAMCO社会貢献マザーファンドの株式組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	構成比率
1	オイレス工業	機械	4.1%
2	オークマ	機械	4.0%
3	トヨタ自動車	輸送用機器	3.9%
4	太陽ホールディングス	化学	3.9%
5	ビジョン	その他製品	3.9%
6	イーグル工業	機械	3.8%
7	エフ・シー・シー	輸送用機器	3.8%
8	マキタ	機械	3.8%
9	ナガイレーベン	卸売業	3.7%
10	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.7%

上記構成比率は、現物株式ポートフォリオに占める比率です。

## 「TMA長期投資ファンド 適格機関投資家限定」

	銘柄名	業種	構成比率
1	キーエンス	産業用エレクトロニクス	4.0%
2	NOVOZYMES A/S-B SHARES	素材	3.6%
3	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー ・ライフサイエンス	3.5%
4	リンナイ	建設・住宅・不動産	3.5%
5	シマノ	機械	3.5%
6	エア・ウォーター	基礎素材	3.4%
7	ミスミグループ本社	商社	3.4%
8	S M C	機械	3.3%
9	NESTLE SA-REGISTERED	食品・飲料・タバコ	3.2%
10	BG GROUP PLC	エネルギー	3.1%

比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

## 「ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドS A（適格機関投資家限定）」

	銘柄名	業種	構成比率
1	INDITEX	一般消費財・サービス	6.1%
2	L'OREAL	生活必需品	5.3%
3	LINDE AG	素材	4.2%
4	CAPITA PLC	資本財・サービス	4.2%
5	NOVO NORDISK A/S-B	ヘルスケア	3.9%
6	ESSILOR INTERNATIONAL	ヘルスケア	3.6%
7	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	ヘルスケア	3.5%
8	BAYER AG-REG	ヘルスケア	3.4%
9	COLOPLAST -B	ヘルスケア	3.4%
10	LINDT & SPRUENGLI AG-PC	生活必需品	3.1%

比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドS A（適格機関投資家限定）」

	銘柄名	業種	構成比率
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	情報技術	6.3%
2	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	金融	4.4%
3	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	4.4%
4	MEDIATEK INC	情報技術	3.4%
5	NATURA COSMETICOS SA	生活必需品	3.3%
6	SANLAM LTD	金融	3.2%
7	TENARIS SA-ADR	エネルギー	3.1%
8	BRF SA	生活必需品	3.1%
9	HUTCHISON WHAMPOA LIMITED	資本財・サービス	3.1%
10	CIELO SA	情報技術	3.0%

比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「ALAMCO ハリス グローバル バリューストックファンド2007（適格機関投資家専用）」

	銘柄名	業種	構成比率
1	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	各種金融	4.3%
2	JULIUS BAER GROUP LTD	各種金融	4.3%
3	ALLIANZ SE	保険	4.1%
4	GENERAL MOTORS CO	自動車・自動車部品	4.0%
5	CNH INDUSTRIAL NV	資本財	4.0%
6	WELLS FARGO & CO	銀行	3.8%
7	TESCO	食品・生活必需品小売り	3.8%
8	BNP PARIBAS	銀行	3.7%
9	KERING	耐久消費財・アパレル	3.6%
10	DIAGEO PLC	食品・飲料・タバコ	3.6%

上記構成比率は、現物株式ポートフォリオに占める比率です。

「コムズ30ファンド（適格機関投資家用）」

	銘柄名	業種	構成比率
1	ローソン	小売業	3.40%

2	ヤマトホールディングス	陸運業	3.36%
3	小松製作所	機械	3.36%
4	シスメックス	電気機器	3.32%
5	ベネッセホールディングス	サービス業	3.31%
6	久光製薬	医薬品	3.31%
7	味の素	食料品	3.30%
8	クボタ	機械	3.29%
9	エア・ウォーター	化学	3.29%
10	堀場製作所	電気機器	3.29%

比率は、マザーファンドにおける純資産総額に占める割合です。

「キャピタル・インターナショナル・USグロースアンドインカム・ファンド クラスX（ルクセンブルグ籍円建外国投資法人）」

	銘柄名	業種	構成比率
1	Amgen	ヘルスケア	4.3%
2	Oracle	情報技術	4.1%
3	Verizon Communications	電気通信サービス	4.1%
4	Philip Morris International	生活必需品	3.5%
5	Gilead Sciences	ヘルスケア	3.0%
6	Altria	生活必需品	2.7%
7	Royal Dutch Shell	エネルギー	2.4%
8	Apple	情報技術	2.2%
9	Baker Hughes	エネルギー	2.0%
10	Accenture	情報技術	2.0%

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
投資信託受益証券		81.86
投資証券		11.84
合計		93.69

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

##### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### （３）【運用実績】

##### 【純資産の推移】

平成26年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成16年9月1日)	161,533,737	-	1.0000	-
第1期 (平成17年8月31日)	813,453,652	-	1.0705	-
第2期 (平成18年8月31日)	3,255,488,912	-	1.2526	-
第3期 (平成19年8月31日)	6,857,065,724	-	1.2681	-
第4期 (平成20年9月1日)	6,847,698,905	-	1.0075	-
第5期 (平成21年8月31日)	7,075,133,780	-	0.8878	-
第6期 (平成22年8月31日)	6,850,562,504	-	0.8014	-
第7期 (平成23年8月31日)	7,105,766,275	-	0.7940	-
第8期 (平成24年8月31日)	7,681,193,769	-	0.8146	-
第9期 (平成25年9月2日)	10,261,182,154	-	1.1647	-
平成25年4月末日	10,869,938,592	-	1.1773	-
5月末日	10,707,205,310	-	1.1997	-
6月末日	10,152,148,048	-	1.1409	-
7月末日	10,533,039,662	-	1.1963	-
8月末日	10,282,528,450	-	1.1685	-
9月末日	10,985,229,627	-	1.2556	-
10月末日	10,970,385,989	-	1.2632	-
11月末日	11,122,857,774	-	1.3063	-
12月末日	10,585,933,844	-	1.3413	-
平成26年1月末日	10,097,900,026	-	1.2875	-
2月末日	10,207,240,178	-	1.3023	-
3月末日	10,158,795,123	-	1.2984	-
4月末日	10,096,867,045	-	1.2863	-

#### 【分配の推移】

期	1口当たり分配金(円)
第1期	0.0000円

第2期	0.0000円
第3期	0.0000円
第4期	0.0000円
第5期	0.0000円
第6期	0.0000円
第7期	0.0000円
第8期	0.0000円
第9期	0.0000円

## 【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1期	7.05%
第2期	17.01%
第3期	1.24%
第4期	20.55%
第5期	11.88%
第6期	9.73%
第7期	0.92%
第8期	2.59%
第9期	42.98%
第10期(中間期)	11.81%

(注) 収益率は、以下の計算式により算出しております。

$$\text{収益率} = (\text{計算期間末の基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額}) \div \text{前期末の基準価額} \times 100$$

第1期は、前期末の基準価額ではなく設定日の基準価額にて計算しております。

なお、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

(参考情報)

## 運用実績

当初設定日:2004年9月1日

作成基準日:2014年4月30日

最新の運用実績は表紙に記載のホームページでご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

### 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口あたりの価額です。

### 分配金の推移

2005年8月	2006年8月	2007年8月	2008年9月	2009年8月	2010年8月	2011年8月	2012年8月	2013年9月	設定来累計
0.0円	0.0円								

※分配金は1万口あたり、税引前の分配金を記載しております。

※基準価額水準・市況動向等を勘案して、設定来、当ファンドは分配金をお支払いしておりません。

### 主要な資産の状況

#### 組入れファンドの比率

	資産クラス(主として)	比率
TMA長期投資ファンド	日本株式及び先進国株式	16.7%
社会貢献ファンド	日本株式	15.8%
さわかみファンド	日本株式	12.6%
CIF US Growth and Income	米国株式	11.8%
ALAMCO ハリス グローバル バリューストックファンド2007	先進国株式	8.4%
トヨタグループ株式ファンドF	日本株式	8.2%
ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA	新興国株式	7.7%
ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA	先進国株式	7.0%
コモンズ30ファンド	日本株式	5.5%
現金等	—	6.3%

・資産クラスは運用実績作成基準日現在、主として投資対象としている地域を表示しています。

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

#### ファンド全体 (各ファンド合計)の 資産配分状況

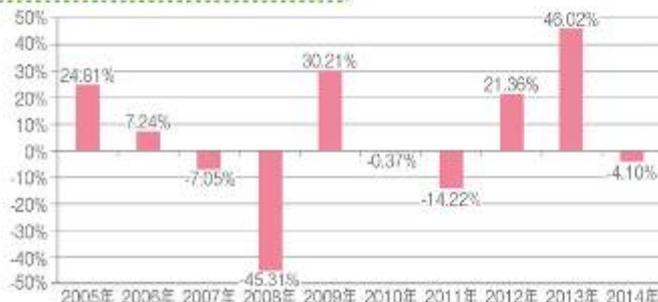
国内株式	50.8%
海外株式(先進国)	30.5%
海外株式(新興国)	6.9%
その他(現金等)	11.8%

・各ファンドの4月末のデータを基に作成

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・その他(現金等)比率は投資先ファンド当該区分加重平均値を含む数値

### 年間収益率の推移



※当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定していません。

※2014年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示(小数点第三位四捨五入)

#### 地域別投資比率



・組入れファンド毎に開示情報に違いがあるため、ファンド国籍や投資先市場等を考慮し、弊社独自の基準にて比率を算出。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	774,228,127	14,349,714	759,878,413
第2期	1,872,923,330	33,777,935	2,599,023,808
第3期	3,008,798,137	200,499,557	5,407,322,388
第4期	1,747,490,863	357,920,952	6,796,892,299
第5期	1,503,633,479	331,024,191	7,969,501,587
第6期	964,774,144	386,042,379	8,548,233,352
第7期	854,181,616	452,948,908	8,949,466,060
第8期	892,772,939	413,342,754	9,428,896,245
第9期	664,937,811	1,283,556,656	8,810,277,400
第10期（中間期）	298,627,675	1,274,239,355	7,834,665,720

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## 第3【ファンドの経理状況】

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

<訂正前>

- (1) (省略)
- (2) (省略)

<訂正後>

- (1) (省略)
- (2) (省略)

(3) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成25年9月3日から平成26年3月2日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人による中間監査を受けております。

## 1【財務諸表】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に以下の内容を追加します。

中間財務諸表

[次へ](#)

ありがとうファンド  
(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

	第10期中間計算期間末 平成26年3月2日現在
<b>資産の部</b>	
流動資産	
金銭信託	929,226
コール・ローン	402,000,000
投資信託受益証券	8,710,172,527
投資証券	1,157,818,112
未収利息	660
流動資産合計	10,270,920,525
資産合計	10,270,920,525
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	18,358,612
未払受託者報酬	5,544,574
未払委託者報酬	44,356,918
流動負債合計	68,260,104
負債合計	68,260,104
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	7,834,665,720
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,367,994,701
（分配準備積立金）	837,340,486
元本等合計	10,202,660,421
純資産合計	10,202,660,421
負債純資産合計	10,270,920,525

[次へ](#)

## ( 2 ) 中間損益及び剰余金計算書

( 単位 : 円 )

	第10期中間計算期間 自 平成25年9月3日 至 平成26年3月2日
<b>営業収益</b>	
受取利息	89,019
有価証券売買等損益	1,253,495,082
営業収益合計	1,253,584,101
<b>営業費用</b>	
受託者報酬	5,544,574
委託者報酬	44,356,918
営業費用合計	49,901,492
営業利益又は営業損失 ( )	1,203,682,609
経常利益又は経常損失 ( )	1,203,682,609
中間純利益又は中間純損失 ( )	1,203,682,609
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ( )	159,928,013
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	1,450,904,754
剰余金増加額又は欠損金減少額	85,342,032
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	85,342,032
剰余金減少額又は欠損金増加額	212,006,681
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	212,006,681
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	2,367,994,701

[次へ](#)

## (3) 中間注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第10期中間計算期間 自 平成25年9月3日 至 平成26年3月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券  移動平均法に基づき、投資信託受益証券及び投資証券の中間計算期間末日の前営業日の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当中間計算期間は、前期末が休日の為、平成25年9月3日から平成26年3月2日までとなっております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第10期中間計算期間末 平成26年3月2日現在
1. 期首元本額	8,810,277,400円
期中追加設定元本額	298,627,675円
期中一部解約元本額	1,274,239,355円
2. 受益権の総数	7,834,665,720口

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第10期中間計算期間 自 平成25年9月3日 至 平成26年3月2日
	該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第10期中間計算期間末 平成26年3月2日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。

2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## (デリバティブ取引に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第10期中間計算期間末 平成26年3月2日現在
該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	第10期中間計算期間末 平成26年3月2日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3022円 (13,022円)

## 2【ファンドの現況】

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正・更新します。

< 訂正・更新内容 >

【純資産額計算書】

平成26年4月末日現在

資産総額	10,117,161,608円
負債総額	20,294,563円
純資産総額（ - ）	10,096,867,045円
発行済口数	7,849,847,891口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2863円

**第三部【委託会社等の情報】****第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】**

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

<訂正前>

資本の額（平成25年10月末現在）

資本金	265,000 千円
発行する株式の総額	40,000 株
発行済株式の総数	26,500 株

（後略）

<訂正後>

資本の額（平成26年4月末現在）

資本金	265,000 千円
発行する株式の総額	40,000 株
発行済株式の総数	26,500 株

（後略）

**2【事業の内容及び営業の概況】**

<訂正前>

（前略）

平成25年10月末現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです。

種 類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1本	10,970,385,989円

<訂正後>

（前略）

平成26年4月末現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです。

種 類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1本	10,096,867,045円

**3【委託会社等の経理状況】**

原届出書の該当箇所を以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新内容>

1. 委託会社である、ありがとう投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」とい

う)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
4. 中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
5. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、委託会社の第10期事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)の財務諸表ならびに第11期中間会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)の中間財務諸表について、イデア監査法人の監査および中間監査を受けております。

原届出書の財務諸表の末尾に以下の内容を追加します。

<追加内容>

#### 中間財務諸表

##### (1) 中間貸借対照表

		(単位:千円)
		第11期中間会計期間末
		(平成25年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金		57,271
直販顧客分別金信託		4,538
前払費用		513
未収委託者報酬		6,938
流動資産合計		69,261
固定資産		
有形固定資産	1	
器具備品		650
一括償却資産		85
有形固定資産合計		735
無形固定資産		
ソフトウェア		199
無形固定資産合計		199
投資その他の資産		
投資有価証券		87,892
投資その他の資産合計		87,892
固定資産合計		88,826
資産合計		158,088
<b>負債の部</b>		
流動負債		
株主からの短期借入金		10,000
顧客からの預り金		1,741

預り金	409
未払金	12,818
未払費用	2,839
未払法人税等	1,119
未払消費税等	1,414
賞与引当金	1,500
流動負債合計	31,842
固定負債	
株主、役員又は従業員からの	
長期借入	15,000
金	
退職給付引当金	1,220
繰延税金負債	6,376
固定負債合計	22,596
負債合計	54,439
純資産の部	
株主資本	
資本金	265,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	172,865
利益剰余金合計	172,865
株主資本合計	92,134
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	11,515
評価・換算差額等合計	11,515
純資産合計	103,649
負債・純資産合計	158,088

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第11期中間会計期間
		自 平成25年4月 1日
		至 平成25年9月30日
営業収益		
委託者報酬		43,137
営業収益合計		43,137
営業費用		13,086
一般管理費	1	23,415
営業利益		6,635
営業外収益		3
営業外費用	2	44
経常利益		6,594
税引前中間純利益		6,594
法人税、住民税及び事業税		736
中間純利益		5,857

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第11期中間会計期間
	自 平成25年4月1日
	至 平成25年9月30日
株主資本	

資本金	
当期首残高	265,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	265,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	178,723
当中間期変動額	
中間純利益	5,857
当中間期変動額合計	5,857
当中間期末残高	172,865
利益剰余金合計	
当期首残高	178,723
当中間期変動額	
中間純利益	5,857
当中間期変動額合計	5,857
当中間期末残高	172,865
株主資本合計	
当期首残高	86,276
当中間期変動額	
中間純利益	5,857
当中間期変動額合計	5,857
当中間期末残高	92,134
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	3,459
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	8,055
当中間期変動額合計	8,055
当中間期末残高	11,515
評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,459
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	8,055
当中間期変動額合計	8,055
当中間期末残高	11,515
純資産合計	
当期首残高	89,736
当中間期変動額	
中間純利益	5,857
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	8,055
当中間期変動額合計	13,912
当中間期末残高	103,649

重要な会計方針

項 目	第11期中間会計期間 自 平成25年 4月1日 至 平成25年 9月30日
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については一括償却資産として3年間で均等償却する方法によっております。 主な耐用年数は以下の通りです。 器具備品 3～5年</p> <p>無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>長期前払費用 均等償却によっております。なお、償却期間については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。</p>
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理について 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。</p>

## 注記事項

( 中間貸借対照表関係 )

第11期中間会計期間末（平成25年9月30日現在）

## 1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

器具備品	1,139千円
一括償却資産	42千円

## (中間損益計算書関係)

第11期中間会計期間	
自 平成25年 4月1日	
至 平成25年 9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	219千円
無形固定資産	210千円
長期前払費用	3千円
2 営業外費用のうち主なもの	
支払利息	37千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第11期中間会計期間				
自 平成25年 4月1日				
至 平成25年 9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
	当事業年度 期首株式数	当中間会 計期間増 加株式数	当中間会計期 間減少株式数	当中間会計 期間末株式 数
普通株式	26,500株	-	-	26,500株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
該当事項はありません。				

## (リース取引)

第11期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

第11期（平成25年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	57,271	57,271	-
(2) 直販顧客分別金信託	4,538	4,538	-
(3) 未収委託者報酬	6,938	6,938	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	87,892	87,892	-
資産計	156,640	156,640	-
(1) 未払金	12,818	12,818	-
(2) 株主からの短期借入金	10,000	10,000	-
(3) 株主、役員又は従業員からの長期借入金	15,000	15,000	-
負債計	37,818	37,818	-

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

**資産**

(1)現金及び預金、(2)直販顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(4)投資有価証券

証券投資信託は市場価格を時価としております。

**負債**

(1)未払金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)株主からの短期借入金、(3)株主、役員又は従業員からの長期借入金

同様の新規借入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引く方法により、時価を算定しておりますが、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券関係)

第11期（平成25年9月30日現在）

1. その他有価証券

種類	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託受益証券)	87,892	70,000	17,892
小計	87,892	70,000	17,892

中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託受益証券)	-	-	-
小計	-	-	-
合計	87,892	70,000	17,892

## (デリバティブ取引)

第11期中間会計期間（平成25年9月30日現在）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

第11期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

## 1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

## (2)地域ごとの情報

## 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

## (1株当たり情報)

	第11期中間会計期間 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日
1株当たり純資産額	3,911円30銭
1株当たり中間純利益	221円04銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	5,857千円
普通株式に帰属しない金額	
普通株式に係る中間純利益	5,857千円
期中平均株式数	26,500株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 5 【その他】

### c. 訴訟事件その他の重要事項

原届出書の該当箇所を<訂正前>から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

<訂正前>

平成25年10月末日現在、委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

（後略）

<訂正後>

平成26年4月末日現在、委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

（後略）

## 第2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1)受託会社

名 称	資本の額	事業の内容
野村信託銀行 株式会社	30,000 百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成25年10月末日現在

<訂正後>

(1)受託会社

名 称	資本の額	事業の内容
野村信託銀行 株式会社	30,000 百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成26年4月末日現在

## 独立監査人の中間監査報告書

平成26年5月8日

ありがとう投信株式会社  
取締役会 御中

### イデア監査法人

指定社員 公認会計士 立野 晴朗  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているありがとうファンドの平成25年9月3日から平成26年3月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ありがとうファンドの平成26年3月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年9月3日から平成26年3月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

ありがとう投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月27日

ありがとう投信株式会社  
取締役会 御中

### イデア監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 立野 晴朗

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

\* 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月9日

ありがとう投信株式会社  
取締役会 御中

### イ デ ア 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 立野 晴 朗 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

\* 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。